

(9)大規模な土木構造物の建設等にかかる協議及び届出

- ・景観への影響が大きいと考えられる大規模な土木構造物について、事業者協議及び届出を求めることで、景観形成への配慮を促してきた。

【実績】

- ・大規模な土木構造物にかかる協議はこれまで 5 件の届出が出されている。

○届出の一覧

年度	件名
H20	新幹線新大阪駅構内線路増設工事（1.04km）
H21	下高野橋架替え工事（東住吉区 188.2m） 大和川高規格堤防事業（2.33km）
H25	大和川河川改修事業（1.8km）
H26	西船場ジャンクション改築事業（1.7km）

- ・景観指針がないため、積極的な誘導を行うことは難しく、一般的な検討内容となっている。
- ・特に規模の大きいもののみが対象となっており、全体の底上げという点では効果は限定的である。
- ・より良い景観形成に向けた観点から対象規模や基準について検討が必要である。

○工作物の届出対象の事例

	行為の大別	該当する工作物
大阪市	大規模土木構造物 (条例による届出)	・高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 メートル以上の区間が 350 メートル以上連続しているもの(これらの附属施設を含む。) ・川幅の平均が 100 メートル以上の河川の護岸 ・橋長が 100 メートル以上の橋梁 ・その他これらに類する規模及び形態の工作物
	工作物(景観法による届出)	・コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設
東京都	工作物(景観法による届出) (特別区の一般地域)	・煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの:高さ60メートル以上 ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの:高さ60m又は築造面積3万㎡以上 ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの:高さ60m又は築造面積3万㎡以上
名古屋市	工作物(景観法による届出)	・地上からの高さが 31 メートルを超える工作物(建築物に定着し、又は継続して設置される場合には、その高さが 10 メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が 31 メートルを超える工作物が対象) ・敷地の用に供する土地の面積が 10,000 平方メートルを超える工作物 ・地上からの高さが 5 メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物 ・幅員が 15 メートルを超え、又はその延長が 30 メートルを超える橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物
札幌市	工作物(景観法による届出)	・高さが 31m を超えるもの ・延長が 50m を超える橋りょう、又は高架道路等 ・延長が 50m を超え、かつ高さの最大が 6m を超える擁壁等
福岡市	工作物(景観法による届出) (都心ゾーン・一般市街地ゾーン・港湾ゾーン)	・高さが 31m を超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が 10m を超え、又は長さが 30m を超えるものとする。

【課題】

- ・景観視指針の策定などより良好な景観形成の観点から対象行為や基準についての検討が必要である。

(10)都市景観資源の登録

- ・地域の景観を特徴づける重要な役割を担う景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等を、市民に周知し、地域の景観づくりににおいて活用してもらうため、市民公募の下、登録を行ってきた。

【実績】

- ・都市景観資源はこれまで 257 件を登録している。

○都市景観資源の登録数

登録年度	区	建築物	建築物群	工作物	樹木・並木	モニュメント	公共施設	その他	計
H15・16	旧条例	15		4		1	2		22
H21	北	6		3	1	1	3	1	15
	旭	1					2		3
H22	中央	22	2	1			4	1	30
H23	西	6		1			4		11
	港	2		1			1		4
	東成	2	4		1	1		1	9
	福島	11	1		1		1	1	15
	此花	3	1	1			2		7
	大正			5			2		7
	城東	4	1		3			2	10
	住吉	22	1		1		3	2	29
H24	都島	3	1	1		1	1		7
	鶴見	4					3		7
	住之江	3		1		1	4	1	10
	平野	9					3	2	14
H25	天王寺	22	2	1		1	8		34
H26	東淀川	10	1	4		1	6	1	23
計		145	14	23	7	7	49	12	257

○都市景観資源の分布(再掲)



- ・登録候補を公募しており、市民が景観に意識を向ける契機となっている。
- ・都市景観資源の登録は区ごとに進んでいるものの、登録後において、まち歩きやパネル展示程度の活用にとどまっている。

【課題】

- ・景観形成につながるような具体的な利活用方策を検討する必要がある。

(11)建築美観誘導制度による事前協議

- 都市の顔となる都心部の主要な街路沿いの地区を対象に、それぞれの地区にふさわしい誘導基準を定め、建築に際する事前協議を行うことで、美しく個性的な都市景観の形成を図ってきた。

○対象路線と基本方針

・なにわ筋



緑影濃いしゃれた
まちなみに

・御堂筋



シンボルストリートと
して多くの人々を惹
きつける魅力的なま
ちなみに

・国道2号



多数の人々を惹き
つけるような明るく
にぎわいのあるま
ちなみに

・堺筋



落ち着いた風格ある
まちなみに

・四ツ橋筋



外壁を街路から後
退させ、花と緑のポ
ケットスペースを設
置し楽しく歩けるま
ちなみに

・土佐堀通



水辺空間を生かし、
快適に歩けるま
ちなみに

対象路線位置図



【誘導実績(申請の総数)】

- 建築美観誘導制度による事前協議の申請件数は、平成 26 年度までで 614 件ある。

- 申請建物と未申請建物の分布は路線別に状況が異なるが、なにわ筋や堺筋などは申請建物が半数近くを占めており、また申請建物の建築年数も築 20 年を超えていると想定されるものの比率も多い。

○年次別申請件数

	なにわ筋	御堂筋	国道2号	堺筋	四ツ橋筋	土佐堀通	総計
S57	5	0	5	5	0	0	15
S58	3	0	5	5	0	0	13
S59	7	0	1	7	0	0	15
S60	3	0	2	4	0	0	9
S61	3	0	4	4	0	0	11
S62	13	0	2	10	0	0	25
S63	4	0	6	14	0	0	24
H 1	6	0	2	11	0	0	19
H 2	4	0	3	5	0	0	12
H 3	5	0	3	11	0	0	19
H 4	5	0	1	8	0	0	14
H 5	3	0	2	3	0	0	8
H 6	3	0	3	2	0	0	8
H 7	7	4	2	5	1	2	21
H 8	3	0	2	6	2	5	18
H 9	2	0	2	3	5	1	13
H10	3	0	0	2	4	3	12
H11	7	2	0	2	4	4	19
H12	4	6	1	0	1	1	13
H13	4	2	1	6	8	5	26
H14	4	2	0	2	1	2	11
H15	8	3	0	2	8	3	24
H16	3	7	0	2	6	5	23
H17	5	5	1	9	11	3	34
H18	7	8	0	8	4	2	29
H19	8	2	1	6	11	10	38
H20	1	8	1	8	11	3	32
H21	5	6	2	3	6	1	23
H22	3	5	0	1	2	3	14
H23	1	2	1	8	6	3	21
H24	3	2	1	2	1	1	10
H25	4	5	1	4	6	2	22
H26	4	2	1	5	2	5	19
合計	150	71	56	173	100	64	614

※申請件数には変更などによる複数回の申請を含むため、建物数とは異なる。

※広告物のみの申請件数は含んでいない。

【基準別誘導状況の評価】

○配置

- ・小規模な敷地が多い区間（御堂筋・堺筋の南側、土佐堀通）や、敷地の奥行きがなく不整形な敷地が多い区間（四ツ橋筋周辺等）では、建築計画上、セットバックが困難なものが多い。
- ・物理的に基準への適合が困難な場合は、緑化に努める等の配慮を求めている。

○階数

- ・現在の基準では階数による下限を定めているが、単体の店舗など用途によっては守られていないケースが多く見られる区間（堺筋長堀通以南、御堂筋長堀通以南など）もある。

○間口及び建築面積

- ・敷地の形状や面積によっては物理的に適合不可能な場合があり、不整形な敷地の多い国道2号線や土佐堀通では適合率は低い。

○外壁の材料・色彩

- ・基準は概ね遵守されており、現行の基準から見るとまちなみを大きく阻害するものはほとんど見られない。
- ・近年は、ガラスのカーテンウォールやメディアファサードなど、当初は想定していなかった新たな素材なども見られる。

○一階部の形態

- ・シャッターの種類や駐車場の隠蔽など基準が明確であり概ね遵守されている。
- ・申請物件が住居系用途の場合にショーウィンドーの設置が難しいなど、建物の用途によっては基準自体がなじまない場合もある。

○建築設備等

- ・設備類の隠蔽基準が明確であり概ね遵守されている。

○広告物

- ・建築申請時点では、広告物について具体的な内容が決まっていないケースが多いことから、結果として守られていると考えられる。
- ・建築物の外観の誘導を主とした制度であるが、現在では広告物単体についても申請を求めているものの、一部区間ではまとまったまちなみとは違い、多様な広告物が多く設置されているケースも見受けられる。
- ・道頓堀周辺では屋外広告物ガイドプランによる広告物の規制と建築美観誘導基準による規制とで不整合が見られる内容がある。

○その他

- ・制度の趣旨の一つである建築物の共同化などについては、具体的なインセンティブがないことから、十分に共同化が進んでいない。

【課題】

- ・当該路線の位置づけや目指すべきまちなみ像、それに向けて誘導していくための基準のあり方を検討していくことが必要である。
- ・広告物については、今後の広告物の実態調査を行った上で、屋外広告物条例や他制度との関係も含めて、地域性を考慮しつつ、より良い景観形成の観点からその誘導のあり方について検討を行う必要がある。
- ・屋外広告物ガイドプランなど、屋外広告物については他施策においても規制・誘導が行われているが、これらとの不整合が見られる内容については整理をする必要がある。

（参考）屋外広告物条例基準との比較

○許可対象物件の比較

	建築美観誘導制度	屋外広告物条例
対象となる面積規模	すべて対象	7㎡を超えるものが対象
意匠（デザイン）変更	対象	対象外
窓面広告の取扱い	内面に貼られたものも対象	屋外面に貼られた広告のみ対象
工事現場の仮囲い等	対象	対象外（営利目的でない場合）
簡易広告物 （立て看板・置き看板）	禁止	対象
期間限定の広告物	対象 ※1ヶ月以内であれば面積基準を緩和	対象

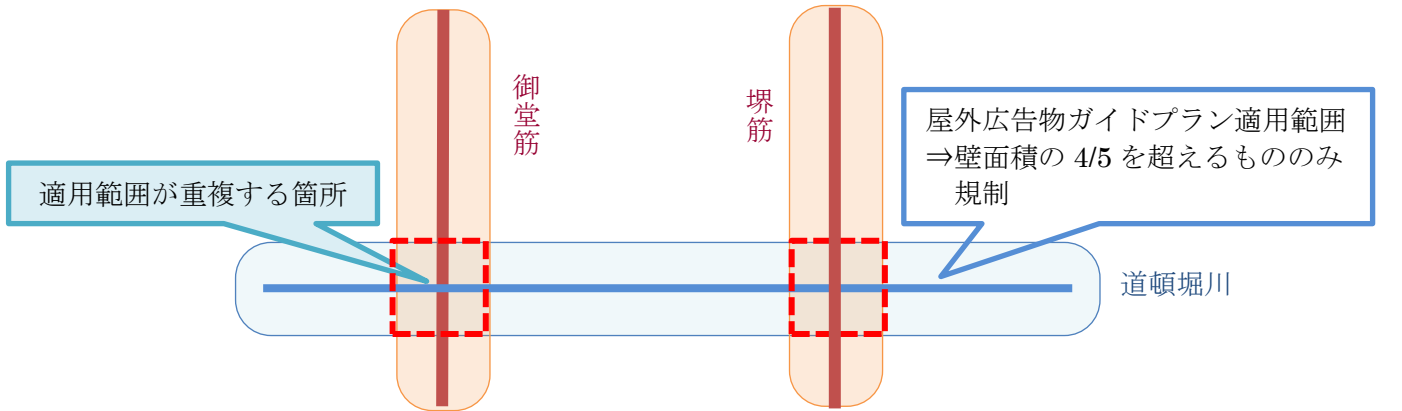
（参考）屋外広告物ガイドプラン基準との比較

○道頓堀地区の壁面広告物の誘導（許可）基準との比較

建築美観誘導の適用範囲では、同様に屋外広告物ガイドプランが適用される範囲が一部見られる。この場合、同様の基準であれば問題はないが、一部では誘導（許可）基準に不整合が見られる。

EX. 御堂筋×道頓堀川

	建築美観誘導（御堂筋）	屋外広告物ガイドプラン（道頓堀地区）
誘導（許可）基準	（略） ②広告物の表示面積は建築物の各面毎に外壁面積の 1/10 以内かつ 50㎡以内とする。 （略）	・表示面積は 1/2 以下、ただし道頓堀川に面する壁面とそれに隣接する壁面のうち 1面までは 4/5 以下。 （略）



3 施策全体の課題

- ・前節の施策の推進により、一定の成果を上げてきた経緯がある一方、近年市域での土地利用の変化や更新、さらには地域活動が活発化する中、大阪の景観もその姿を変えつつある。このような背景のもと、本市の景観施策においては、下記のような課題が挙げられる。

●施策全体の枠組みの整理・体系化の必要性

- ・景観施策に関しては、現状で景観法・独自条例・要綱に基づく様々な制度が存在しており、これらをより発展させるため、景観施策全体の枠組みの整理・体系化が必要となっている。

●より詳細な指導・誘導の必要性

- ・景観計画に基づく大規模建築物等の措置の基準については、市域一律であるため、具体的な指導や積極的な誘導が困難となっている。

●建築美観誘導制度の現況に応じた見直しの必要性

- ・建築美観誘導制度については、制度発足から 30 年が経過し、一部基準が陳腐化しているなど、今日的観点からエリア設定や基準についてもきめ細かく見直すことが必要となっている。

●地域特性に応じた景観形成の発掘と支援の必要性

- ・地域が持つ魅力を生かし地域の個性が発揮できるよう、地域による景観まちづくりを掘り起こし、また支援する仕組みづくりが求められている。

- ・このような課題を踏まえ、これまでの取組をさらに充実・発展させることが求められている。

Ⅳ 今後の景観形成の目標と基本方針

1. 景観形成の目標

（１）本市における景観形成の意義

- 本市における景観形成の意義を以下のように考える。

①都市格の向上

- 大都市としての風格を高める。

②観光や交流の活性化による都市の活力の創出

- 都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進する。

③地域への愛着や誇りの醸成及び地域の個性の創出

- 市民の地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性ある地域のまちづくりを促進する

④豊かな生活環境の形成

- 身近な都市空間の魅力を高め、潤いのある豊かな生活環境の形成を促進する。

（２）本市における景観形成の目標

- 前章で明らかとした大阪の景観特性や大阪らしい景観の趣旨、前項の意義を踏まえ、現行の景観形成の目標を継承しながら、より具体的な目標を示す。
- 都市の顔となるまちなみや整然としたまちなみの形成などにより、大都市としての風格のある都市景観の形成を目指すとともに、多様な印象のある大阪らしい景観を支えている人々の営みが表出した、活気あふれるにぎわい景観の形成を目指す。

【景観形成の目標（現行）】

アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる



大阪らしい景観

美しい、整然としただけでなく、
多様な印象がある景観

【景観形成の目標】

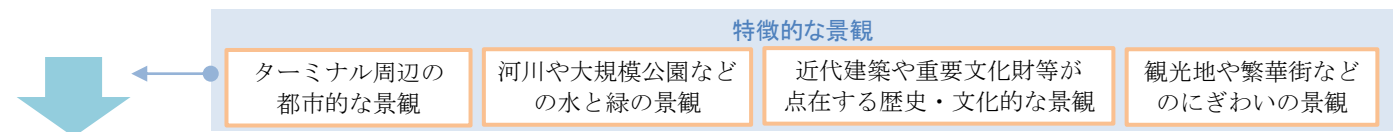
大都市としての風格と、大阪らしい活気あふれる景観の形成

2. 景観形成の基本方針

- 景観構造の特性等を踏まえ、現行の基本方針を継承しながら、より具体的な基本方針を示す。
- 市全域について心地よい市街地景観の形成を図るとともに、大阪の４つの特徴的な景観要素を生かした景観の形成を図っていく。
- また、市民や事業者との協働による景観形成を推進していく。

【景観形成の基本方針（現行）】

地域の特性を生かした景観の形成
市域の景観の向上



【景観形成の基本方針】

①市域全域での心地よい市街地景観の形成

- 日々の暮らしや様々な都市活動のフィールドである身近な都市空間の景観の魅力を向上する。

②地域の特性を活かした景観の形成

○大都市大阪を象徴する景観形成

- 大都市大阪を象徴する顔となる風格のある景観を形成する。

○水と緑を生かした潤いと安らぎを感じる景観形成

- 水都大阪の魅力を高める水と緑が豊かな潤いと安らぎを感じる景観を形成する。

○歴史や文化が息づく景観形成

- 大阪が培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観を形成する。

○活気とにぎわいあふれる景観形成

- 観光地や繁华街など多くの人々が集まる市街地での活気と多様なにぎわいのある景観を形成する。

③市民や事業者との協働による景観形成の推進

- 市民や事業者との協働による景観形成を推進する。

V 今後の景観形成の取り組みの方向性

1 景観施策の体系

前章に示した景観形成の基本方針の実現に向け、（１）市全域での心地よい市街地景観の形成、（２）地域の特性を活かした重点的な景観形成、（３）地域主導の景観まちづくりの支援の各施策を進めるとともに、これら施策を充実するため、（４）景観に関する市民や事業者の意識の啓発（５）様々な専門家と連携した効果的な施策の展開により景観への意識醸成及び、適正な時点評価や論理的な景観誘導のあり方の検討を進めることが必要である。

(1)市全域での心地よい市街地景観の形成

- 1) 景観特性に応じた大規模建築物及び大規模土木構造物の景観誘導
市域全域の景観の水準を高めるため、地域ごとの景観特性や地域における景観形成の取り組み状況等を踏まえ、内容の充実や詳細化を図る。
- 2) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の推進
市域内に散在する都市景観資源や近代建築物など、地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく制度も活用しながら、地域景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努め、個性的な景観形成に活用する。
- 3) 大規模面的整備地区での景観検討書の作成
市街地再開発事業等、敷地と建築物を一体的に整備する大規模面的整備地区では、計画的かつ一体的に景観形成を進めることが有効なことから、引き続き、都市景観条例に基づき検討書の作成を求め協議を行うことにより、重点的な景観形成を図っていく。

(2)地域の特性を活かした重点的な景観形成

- 1) 重点的な届出対象区域の指定
景観構造上、特に重点的に景観形成を図っていくべき地域については、届出対象行為や誘導基準を個別に定めるなど、一般の景観計画区域よりも詳細な景観誘導を行う。
- 2) 屋外広告物の誘導
特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、屋外広告物の適切な規制誘導が不可欠であるため、関係部局と協議・調整しながら、景観計画と連携した屋外広告物の誘導を行う。
- 3) 景観重要公共施設の指定
特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、景観の核として親しまれている道路・公園・河川等の公共施設を景観計画に景観重要公共施設として定め、公共施設とその周辺の建築物等を一体として良好な景観形成を図る。

(3)地域主導の景観まちづくりの支援

地域主導の景観まちづくりを促進し、地域での手軽でゆるやかな取り決めに認めていくため、市条例に基づく協定制度的に変更し、地域の個性ある景観形成の目標・方針や取り決めに対外的に意思表示できる仕組みとして、市民景観協約をより使いやすい制度へ見直す。

(4)景観に関する市民や事業者の意識の啓発

- 1) 都市景観資源の活用
大阪市都市景観条例に基づく都市景観資源については、区ごとに登録を進めてきているが、全区において

登録が終わった後は、資源の PR など周知を進めるとともに、景観形成に具体的に活用していくための方策を検討する。

- 2) 大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）
大阪都市景観建築賞については、新たに景観を形成する景観上特に優れた建物やまちなみを表彰し、美しく個性と風格のある景観づくりを普及・啓発する制度であるため、今後も継続する。
- 3) その他の啓発施策の展開
市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントの開催や、基礎的な知識を学習する講座等の取り組みのほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを支援する。

(5)様々な専門家と連携した効果的な施策の展開

- 1) 景観協議会の活用
地域の景観形成に関わりのある様々な関係者が協議・調整を図り、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めるため、景観協議会の制度の活用を図る。
- 2) 景観整備機構の活用
景観整備機構は、良好な景観形成の取り組みを推進するとともに、民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理など、具体的な景観形成の推進に寄与する取り組みを進める。
- 3) 専門機関・専門家の活用
大阪市の景観施策を的確かつ効果的に実施・運用するための、総合的な景観施策体系の再構成に伴い、市条例の改正の中で、大阪市都市景観委員会と景観に関連する専門家との活用を図る。

景観施策の体系

